

事務連絡（保 84）  
平成 21 年 8 月 12 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事殿

日本医師会常任理事  
藤原 淳

「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて  
及び「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」による被災者の公費負担医療の請求等について

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災に関する診療報酬の請求等の事務の取扱いにつきまして、平成21年8月6日付で厚生労働省保険局医療課から事務連絡が発出されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。今回示されました取扱いは、下記1から3のとおりであります。（添付資料1）

また、公費負担医療におきまして、医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求におきましては、公費負担医療担当部局より同日付で事務連絡が発出され、下記4に掲げる11の公費負担医療ごとに取扱いが示されております。（添付資料2）

また、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等により、災害等の特別な事情がある被保険者等に対し、保険者等の判断により一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとなっており、今般の豪雨においても、厚生労働省保険局担当各課から事務連絡が発出され、その被害状況に応じて適切な措置が講じられるよう示されておりますので、ご参考までに添付申し上げます。（参考資料1～4）

つきましては、本件について貴会会員にご周知賜りますよう、ご高配お願い申し上げます。

なお、今回の豪雨の被災による保険診療等についての情報は日本医師会ホームページのメンバーズルームに掲載いたします。

## 記

### 1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取り扱い等について

#### (1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。なお、請求において、住所により国民健康保険の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に、事業所により被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、年齢等により後期高齢者医療の被保険者であると確認した者に係るものについては国保連に請求するものとする。

① 保険医療機関においては、受診の際に確認した事業所等に問い合わせることのほか、過去の診療経窓口で経緯を確認した事項等により、可能な限り保険者等を特定すること。

② 保険者等を特定した場合にあっては、当該保険者等に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。なお、被保険者証又は被保険者手帳の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤字で「不詳」と記載すること。

③ 上記①の方法により保険者等を特定できないものにあつては、住所又は事業所名及び連絡先(確認している場合)について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書については、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求するものとする。

④ 一部負担金の減免措置等を講じられた者(添付資料(参考資料)参照)については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。なお、減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤字で「災1」と記載するとともに、双方の明細書を2枚1組にし、別に束ねて提出すること。ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書については、赤字で「災2」と記載すること。また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)に基づき記載すること。

⑤ 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分については当該不明分につき診療報酬請求書を作成することにより、支払基金分については診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示することにより、一括して所定事項を記載すること。

(2) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(1)の④の方法により行うものとする。

(3) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせを行うこと等により、保険者の確認を行うこととし、8月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る明細書等については、磁気媒体に収録しないで紙レセプトにより請求すること。

また、DPCレセプトのコーディングデータについては、通常どおり、オンライン又は電子媒体により審査支払機関に提出すること。

3 診療報酬支払の対象について

診療報酬支払の対象については、下記を参考とされたいこと。

(1) 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合

被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する保険医療機関から診療報酬の請求が行われることとなる。

(2) 保険医療機関から避難所等へ赴いて診療を行った場合

「患者の求めに応じて患者に赴き診察を行った場合」には往診料を算定できることとなり、求めに応じたものであれば算定できる。

ただし、2人目以降については往診料は算定されず初再診料の算定となる。

また、在宅患者訪問診療料についても、「在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難」な場合に算定できるが、避難所等にある程度継続して居住している場合には、「在宅」に該当し在宅患者訪問診療料1を算定できる。

(3) (1)及び(2)で整理されたもの以外で取扱いに疑義が生じたものについては、個々の事例によって対応する。

#### 4 公費負担

公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求については、以下の公費負担医療について、各々取扱いが示されている。(資料2をご参照下さい)

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- (2) 毒ガス障害者救済対策事業
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (4) 特定疾患治療研究事業等
- (5) 肝炎治療特別促進事業
- (6) 児童福祉法
- (7) 母子保健法
- (8) 生活保護法
- (9) 戦傷病者特別援護法
- (10) 中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
- (11) 障害者自立支援法

(添付資料)

1. 「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて  
(平21.8.6 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

【別添略】

2. 「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて  
(平21.8.6 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課等事務連絡)

【参考略】

(参考資料)

1. 大雨により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料(税)の取扱いについて  
(平 21.7.27 厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡 山口県、福岡県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)宛)
2. 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について  
(平 21.7.29 厚生労働省保険局保険課事務連絡)
3. 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について  
(平 21.7.29 厚生労働省保険局保険課事務連絡)
4. 大雨により被災した長寿医療制度(後期高齢者医療制度)被保険者に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料の取扱いについて  
(平 21.7.28 厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡 山口県、福岡県後期高齢者医療主管課宛)

事務連絡  
平成21年8月6日

地方厚生（支）局医療指導課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災に関する  
診療報酬の請求等の取扱いについて

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災に関する診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

記

- 1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずを受診した者に係る請求の取扱い等について
  - (1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずを受診した者に係る請求の取扱いについて  
被保険者証等を保険医療機関に提示せずを受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。  
なお、請求において、住所により国民健康保険の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に、事業所により被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、年齢等により後期高齢者医療の被保険者であると確認した者に係るものについては国保連に請求するものとする。  
① 保険医療機関においては、受診の際に確認した事業所等に問い合わせることのほか、過去の診療経緯、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を特定す

ること。

- ② 保険者等を特定した場合にあっては、当該保険者等に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証又は被保険者手帳の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤字で「不詳」と記載すること。

- ③ 上記①の方法により保険者等を特定できないものにあつては、住所又は事業所名及び連絡先（確認している場合）について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書については、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求するものとする。

- ④ 以下の事務連絡により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。

なお、減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤字で「災1」と記載するとともに、双方の明細書を2枚1組にし、別に束ねて提出すること。

ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書については、赤字で「災2」と記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・大雨により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて（平成21年7月27日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）
- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成21年7月29日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・大雨により被災した長寿医療制度（後期高齢者医療制度）被保険者に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料の取扱いについて（平成21年7月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

- ⑤ 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分については当該不明分につき診療報酬請求書を作成することにより、支払基金分については診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示することにより、一括して所定事項を記載すること。

- (2) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、

- (1)の④の方法により行うものとする。

- (3) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせを行うこと等により、保険者の確認を

行うこととし、8月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る明細書等については、紙レセプトにより請求すること。

また、DPCレセプトのコーディングデータについては、通常どおり、オンライン又は電子媒体により審査支払機関に提出すること。

3 診療報酬支払の対象について

診療報酬支払の対象については、別紙を参考とされたいこと。

(別紙)

1 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合

被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する保険医療機関から診療報酬の請求が行われることとなる。

2 保険医療機関から避難所等に赴いて診療を行った場合

「患家の求めに応じて患家に赴き診察を行った場合」には往診料を算定できることとなり、求めに応じたものであれば算定できる。

ただし、2人目以降については往診料は算定されず初再診料の算定となる。

また、在宅患者訪問診療料についても、「在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難」な場合に算定できるが、避難所等にある程度継続して居住している場合には、「在宅」に該当し在宅患者訪問診療料1を算定できる。

3 1及び2で整理されたもの以外で取扱いに疑義が生じたものについては、個々の事例によって対応する。

事 務 連 絡

平成 21 年 8 月 6 日

各都道府県民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局

総 務 課

疾 病 対 策 課

結 核 感 染 症 課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母 子 保 健 課

厚生労働省社会・援護局

保 護 課

援 護 企 画 課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精 神 ・ 障 害 保 健 課

「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」による被災者の

公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところでありますが、今般、医療費の請求等の事務について、別添のとおり山口県及び福岡県に連絡したところであるのでご承知の上、関係者へ周知方お願いします。

事務連絡  
平成21年8月6日

山口県

民生・衛生主管部（局）御中

福岡県

厚生労働省健康局

総務課  
疾病対策課  
結核感染症課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保健課  
援護企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災者の  
公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところではありますが、今般、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係機関への周知方をよろしくお願いします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、同日付で、保険局医療課より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。

記

医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求についての各公費負担医療毎の具体的な取扱いは、別紙の方法によらねたいこと。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ① 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」(法第10条関係)若しくは「一般疾病医療」(法第18条関係)であったかを特定すること。
- ② ①により特定ができた場合は、診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の記入に当たっては、公費負担者番号(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」)を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。  
ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。
- ③ どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で「原爆」と表示するとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求することとする。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課(電話番号082-513-3115)に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」)を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(4) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号(特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」)を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

#### (5) 肝炎治療特別促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付「38」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

#### (6) 児童福祉法

① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（児童福祉法による療育の給付「17」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

② 医療機関等は、児童福祉法第21条の5の小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付「52」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

#### (7) 母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（母子保健法による養育医療「23」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

#### (8) 生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要はないこと。

(9) 戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付「25」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を併せて記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

(11) 障害者自立支援法

医療機関等は、障害者自立支援法第5条第18項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（障害者自立支援法による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

事務連絡  
平成21年7月27日

山口県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
福岡県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

大雨により被災した国民健康保険被保険者に係る  
一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて

標記については、平成21年7月19日から21日にかけての局地的大雨及び同月24日からの局地的大雨による被災状況等にかんがみ、当該災害による被災世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）について、下記内容につきあらためて関係被保険者への連絡・指導等よろしく取り計らわれない。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条、第77条及び第81条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第15条、第20条の5の2及び第717条の規定、及び「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについて」（昭和34年3月30日保発第21号）に基づき、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民健康保険料（税）の減免、徴収猶予及び納期限の延長を行うことができることとなっており、被災被保険者の一部負担金及び国民健康保険料（税）についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免額については、その実情に対応して調整交付金を交付する措置を行う予定であること。
- 3 一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

事務連絡  
平成21年7月29日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等  
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、今般の「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災状況等にかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について  
健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の豪雨等に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について  
今般の豪雨等により被災した任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて  
今般の豪雨等により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。  
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること（別添参照）。
- 4 保険給付費等の支払いについて  
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。
- 5 その他  
上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。  
また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

(別添)

事務連絡  
平成21年7月29日

中国四国厚生局医療指導課  
山口県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)  
九州厚生局医療指導課  
福岡県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災者に係る  
被保険者証等の提示等について

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、中国四国厚生局及び九州厚生局におかれては、山口県内及び福岡県内の保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等(平成16年新潟県中越地震の際の対策(別紙参照)の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等)について、山口県、福岡県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係  
TEL:03-5253-1111(内線3172)  
FAX:03-3508-2746

事務連絡  
平成21年7月29日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等  
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、今般の「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災状況等にかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について  
健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の豪雨等に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について  
今般の豪雨等により被災した事業所、任意継続被保険者、特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて  
今般の豪雨等により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。  
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること（別添参照）。
- 4 保険給付費等の支払いについて  
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。
- 5 その他  
上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。  
また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

(別添)

事務連絡

平成21年7月29日

中国四国厚生局医療指導課  
山口県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)  
九州厚生局医療指導課  
福岡県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災者に係る  
被保険者証等の提示等について

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、中国四国厚生局及び九州厚生局におかれては、山口県内及び福岡県内の保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等(平成16年新潟県中越地震の際の対策(別紙参照)の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等)について、山口県、福岡県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係  
TEL:03-5253-1111(内線3172)  
FAX:03-3508-2746

事 務 連 絡  
平成21年7月28日

山口県後期高齢者医療主管課 }  
福岡県後期高齢者医療主管課 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

大雨により被災した長寿医療制度（後期高齢者医療制度）被保険者に係る  
一部負担金及び後期高齢者医療保険料の取扱いについて

標記については、平成21年7月19日から21日にかけての局地的大雨及び同月24日からの局地的大雨による被災状況等にかんがみ、当該災害により被災した後期高齢者医療被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料について、下記内容につきあらためて貴管内の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び市町村への周知等よろしく取り計らわたい。

#### 記

- 1 長寿医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条、第111条及び第115条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成20年3月24日保総発第0324005号）に基づき、広域連合は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は後期高齢者医療保険料の徴収に係る納期限の延長を行うことができることとされているので、被災被保険者に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料についても、被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料の減免額については、その実情に対応して調整交付金を交付する措置を行う予定であること。
- 3 一部負担金及び後期高齢者医療保険料の減免等については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

(参照条文)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

第六十九条 後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関等に第六十七条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
  - 二 一部負担金の支払を免除すること。
  - 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
- 2 前項の措置を受けた被保険者は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。
- 3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

(保険料の減免等)

第百十一条 後期高齢者医療広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(条例等への委任)

第百十五条 この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療広域連合の条例で定める。

- 2 この款に規定するもののほか、保険料の額の通知その他保険料の徴収に関する事項(特別徴収に関するものを除く。)は政令で定める基準に従つて市町村の条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従つて市町村の条例で定める。